

総株主通知の細目案

制度調査部
横山 淳

株券ペーパーレス化レポート No.28

【要約】

2007年9月28日、金融庁と法務省は、株券電子化の細目を定める政省令案を公表した。

この中で、総株主通知の詳細も示されている。

総株主通知とは、株券電子化の下で振替機関（ほふり）が、配当や議決権の基準日に際し、発行会社に対して行う株主情報の通知のことである。

株券電子化の下では、発行会社は総株主通知を通じて、自社株主の全体像を把握できることとなる。

はじめに

2007年9月28日、金融庁と法務省は『「社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令（案）」の公表について』を公表した¹。

これは2009年1月に予定される上場会社の株券電子化の細目を定める政省令（案）を示したものである。

本稿では、政省令（案）のうち、総株主通知に関連する手続の詳細に関する部分を紹介する。

2. 総株主通知とは？

総株主通知とは、株券電子化の下で振替機関（ほふり）が、配当や議決権の基準日に際し、発行会社に対して行う株主情報の通知のことである（「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、社債・株式等振替法 151 条））。

株券電子化が実施されれば、現物の株券は存在しなくなる。株主名簿は、株券電子化の下でも存在するが、実質的に株主としての権利を裏付けるものではなくなる²。株券電子化された上場会社の株式についての権利の帰属は、証券会社等に開設された口座（振替口座）の記録（残高）によって定めるためである（社債・株式等振替法 128 条）。

¹ 金融庁のウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20070928-12.html>)に掲載されている。

² 株券電子化の下でも、株主名簿に対会社対抗要件は一応認められている（社債・株式等振替法 161 条 3 項）。しかし、少数株主権等の行使に当たって、株主名簿の対会社対抗要件の適用はなく、個別株主通知による手続が別途求められている点（同 154 条）からすれば、余り意味があるとは思われない。

従って、株券電子化の下で、発行会社が自社の株主を把握できる機会は、この総株主通知が行われるタイミングということになる。

なお、総株主通知の大まかな流れは、6頁の図表を参照されたい。

3．総株主通知のタイミング

(1)通知の時期

総株主通知は、次のタイミングで行われることとされている（社債・株式等振替法 151 条 1 項）。つまり、次の ~ の時点での株主を確定後、速やかに通知を行うこととされている³。

発行会社が定めた基準日

株式併合の効力発生日

発行会社による強制消却（全部抹消）の効力発生日

事業年度を1年とする会社について、事業年度の開始日から6ヶ月を経過したとき（中間配当基準日を定めたときを除く）

振替機関の指定取消日・指定効力喪失日

振替機関による取扱停止日

その他政令で定める日。政令案で次のものが指定されている（「社債、株式等の振替に関する法律施行令案」（以下、社債・株式等振替令案）39 条）

裁判所が会社更生法の規定により定めた更生計画案の決議のための基準日

通知を円滑に進めるため、発行会社は上記の基準日・効力発生日の2週間前の日までに、その基準日・効力発生日など⁴を「ほふり」に通知しなければならない（社債・株式等振替法 135 条 1 項、151 条 7 項、社債・株式等振替命令案 23 条 1 項）。

また、上記についても、事業年度の開始日の変更（要するに決算日の変更）によって上記の期日に変更が生じる場合は、その事業年度の変更の効力が生じる日の2週間前の日までに「ほふり」に通知することとされている⁵（社債・株式等振替命令案 23 条 1 項）

(2)発行会社から要請による通知

前記(1)の ~ に該当しない場合でも、発行会社は、「正当な理由」があれば、振替機関に対して、発行会社の定める一定の日の株主についての通知を要請することが認められる（社債・株式等振替法 151 条 8 項）。

つまり、株券電子化の下では、発行会社としても自社の株主の確認が、（正当な理由が必要ではあるが）、従来よりも、ある程度、柔軟に行うことができることになる。

³ 「ほふり」は、株主確定日の3営業日後に発行会社に通知を行うことを予定している。

⁴ 上記の基準日を定めた場合は、会社法 124 条 2 項に基づいて定められた、その基準日時点の株主が行使できる権利の内容も併せて通知しなければならない（社債・株式等振替命令案 23 条 2 項）。

⁵ 上記については、通常は、株券電子化の取扱いを「ほふり」に同意する日に通知されることが想定されている（社債・株式等振替命令案 23 条 1 項）。

ここでの「正当な理由」については、今回の政省令案でも特に具体的な内容は示されていない。ただ、この問題については、2007年5月に証券受渡・決済制度改革懇談会より次のような解釈指針（案）が示されている⁶。

【正当な理由があるものとして請求をすることができる場合】

- (イ)発行者が、法令、上場規則、定款その他の規程（以下「法令等」という。）に基づき株主に對して通知をするために必要があるとき。
- (ロ)発行者が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署・証券取引所（金融商品取引所）に提供するために必要があるとき。
- (ハ)発行者が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (ニ)上場廃止、免許取消しその他発行者又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (ホ)定款又は定款の委任に基づき株式の取扱い等に関して定められる株式取扱規程において定められた事由が生じたとき。

【正当な理由が認められず、請求をすることができない場合】

- (イ)人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。
- (ロ)犯罪目的を有するとき。
- (ハ)公序良俗に反するとき。
- (ニ)第三者への漏洩を目的とするとき。
- (ホ)株主に対する営業行為を行う目的であるとき。
- (ハ)発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき

今後の議論の動向も見守る必要があるが、この解釈指針（案）を踏まえて個別に判断することが必要となる可能性が高いだろう。

4 . 総株主通知の通知事項

(1)通知される株主等

総株主通知によって、発行会社に通知されるのは、原則として、前記3.(1)～の時点で振替口座簿中の口座の保有欄（保有口）に、振替株式についての記録がなされている加入者である（社債・株式等振替法151条2項）。

言い換えれば、基準日等の時点で、その株式についての残高が記録されている（証券会社等に開設された）口座の名義人ということになるだろう。

上記の原則的な取扱いとは異なる例外的な通知対象者としては、次の者が定められている（同2項、3項）。

⁶ 証券決済制度改革推進センターのウェブサイト(<http://www.kessaicenter.com/joto/19-aa.pdf>)に掲載されている。

口座の質権欄（質権口）に残高が記録されている株式の場合

.....質権欄（質権口）に株主として氏名等が記録されている者について通知する。

口座の質権欄（質権口）に残高が記録されている株式で、かつ、その口座の加入者（質権者）から申出があった場合

.....前記 の株主に加えて、質権者についても通知する（ ）。

口座の保有欄（保有口）に残高が記録されている株式で、かつ、その口座の加入者（名義人）から他の加入者（以下、「特別株主」）を株主として通知することを求める申出があった場合

.....その「特別株主」について通知する。

（ ）政省令案では、転質権者である場合において、転質をした質権者が登録質権者である場合は、その転質をした質権者についても通知することとされている（「社債、株式等の振替に関する命令案」（以下、社債・株式等振替命令案）22条）

は質権の対象となっている株式についての取扱いを定めたものである。

株券電子化の下では、質権の対象となっている株式は、質権設定者（株主・債務者）の口座ではなく、質権者（債権者）の口座で管理される。従って、本来の株主を把握するためには、株式が管理されている口座の名義人（質権者）ではなく、本来の株主（質権設定者）についての情報が通知される必要がある。その対応を定めたのが⁷である。

配当等を受領する権利が本来の株主（質権設定者）に帰属するいわゆる「略式質」の権利関係であれば、基本的に の対応だけで充分である。しかし、配当等を受領する権利が質権者（債権者）に帰属するいわゆる「登録質」の場合は、本来の株主に加えて、質権者に関する情報も発行会社に通知される必要がある。これに対応するのが⁷である。

は、口座の名義人以外の者を「特別株主」として発行会社に通知する制度である。ここでいう「特別株主」としては、具体的には譲渡担保設定者が想定されている⁷。

つまり、株式を譲渡担保の対象とした場合、株券電子化の下では、譲渡担保権者（債権者）の口座の保有欄（保有口）で管理されることとなる。これは、譲渡担保の対象となった株式の所有権は、基本的に、譲渡担保権者（債権者）に移転していると考えられるためである。それに伴って、譲渡担保の対象となった株式についての議決権・配当請求権も、基本的に譲渡担保権者（債権者）に帰属することとなる。

しかし、場合によっては、譲渡担保の対象とする以上、株式の所有権は譲渡担保権者（債権者）に移転するが、その株式についての議決権・配当請求権などは譲渡担保設定者（債務者）の側に残したいというケースも考えられる（いわゆる略式譲渡担保の権利関係）。

このような場合に、株式は譲渡担保契約に基づいて譲渡担保権者（債権者）の口座の保有欄（保有口）で管理するが、発行会社に対しては譲渡担保設定者（債務者）を株主（「特別株主」）として通知する必要がある。これに対応するのが⁷である。

今回の政省令案では、 の「特別株主」の通知を求める申出の細目が示されている（社債・株

⁷ 始関正光（法務省民事局民事法制管理官（当時））「Q&A 平成 16 年改正会社法 電子公告・株券不発行制度」（商事法務、2005 年）p.251。

式等振替命令案 21 条)。具体的には、株式を担保の目的で譲り受けた者(譲渡担保権者)が、口座を開設した証券会社等に対して、次の事項を示して行うこととされている。

- | |
|--|
| <p>a. 株主として通知をする者の氏名・名称・住所</p> <p>b. 対象となる株式の数</p> <p>c. 上記 b. についての増減の別、記録日など</p> |
|--|

(2)通知事項

総株主通知による発行会社に通知される事項は、前記(1)により株主として通知すべき者について次の事項とされている(社債・株式等振替法 151 条 1 項)。

氏名・名称、住所

保有する(その発行会社が発行する)株式の銘柄、数

その他主務省令で定める事項。政省令案で次のものが指定されている(社債・株式等振替命令案 20 条)。

発行者が放送法で定める一般放送事業者である場合、口座の加入者(名義人)が同法で定める外国人等であるときは、その旨

発行者が航空法で定める本邦航空運送事業者又はその持株会社等である場合、口座の加入者(名義人)が同法で定める外国人等であるときは、その旨

発行者が日本電信電話株式会社である場合、口座の加入者(名義人)が「日本電信電話株式会社等に関する法律」6 条 1 項各号(1)に該当するときは、その旨

(1) 要するに「外国人等議決権割合」の対象となるものを意味する。

(2) 上記のほか、誤記録(過大記録)が発生した場合の通知事項も定められているが(社債・株式等振替法 151 条 5 項)、ここでは割愛した。

今回の政省令案で示されたのは、前記 の部分である。基本的には、法律上いわゆる外国人等の議決権保有制限が課されている会社について、口座の加入者(名義人)が外国人等かどうかを知らせる内容となっている。

その他、前記(1) により質権者の通知も行われる場合には、その質権者の氏名・名称、住所なども通知事項に含まれることとなる(社債・株式等振替法 151 条 3 項、社債・株式等振替命令案 22 条)。

5 . 総株主通知に基づく株主名簿の名義書換

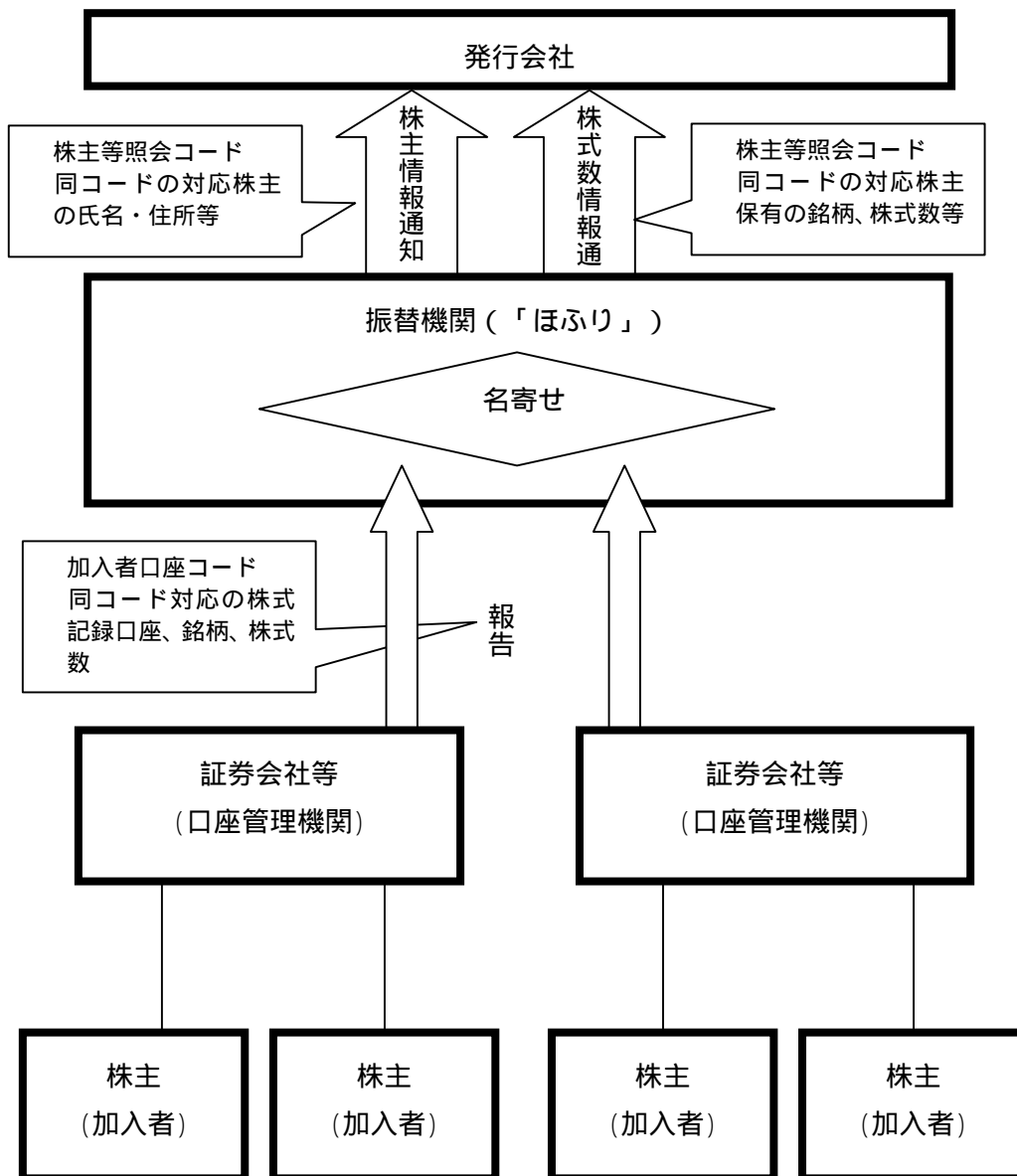
総株主通知を受けた発行会社は、前記 4 . (2)の通知事項(質権者に関する事項も含む)の全部を株主名簿に記載・記録することとされている(社債・株式等振替法 152 条、社債・株式等振替命令案 24 条)。

逆に、会社法に基づく通常の株主名簿の名義書換手続(会社法 133 条など)は、株券電子化の対象会社については適用がないこととされている(社債・株式等振替法 162 条)。

つまり、株券電子化後は、上場会社の株主名簿の名義変更は従来の手続では行われず、あくまで総株主通知に基づいて変更が行われるということである。

この総株主通知に基づく株主名簿の記載・記録は、（通知の到達日ではなく）前記3.(1)の基準日等において行われたものとみなされる（株式・社債等振替法 152 条）

図表 総株主通知の流れのイメージ



(出所)証券保管振替機構資料などを基に大和総研制度調査部作成